

建設工事に係る委託業務における低入札価格調査の実施について

1 現状

現在、建設工事に係る委託業務では、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回った者は、調査を省略し失格としている。

今回、総合評価落札方式において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を分離することに伴い、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適正な履行が行えるかの調査が必要となる

2 取組内容

総合評価を含む受注希望型の委託業務（予定価格 50 万円から WTO 適用基準未満）において、調査基準価格未満で落札候補になった者に、下図のとおり、低入札価格調査等を行う。

【現行】

- ①調査対象者
- ②低入札価格調査
- ③品質確保対策
- ④落札候補者の辞退



「規定無し」

【改正】

- ①調査対象者
 - ・低入札価格調査基準価格未満の落札候補者
 - ＊受注希望型競争入札は予定価格の 87.5%
- ②低入札価格調査
 - ・落札候補者通知日の翌日から起算して 2 日以内に調査書類提出
- ③品質確保対策
 - ・管理（主任）技術者の専任配置^{注1)}
 - ・第三者照査^{注2)}
- ④落札候補者の辞退
 - ・可能（年 3 回以上の辞退で入札参加制限）
- ⑤書類不提出・虚偽説明等への対応
 - ・完了時にも同様の調査書類を求める
 - ・契約前：落札候補者取消し、入札参加停止
 - ・完了時：入札参加停止、業務成績点の減点
 - ・調査の結果、契約内容に適合した履行がされないと判断された場合：落札候補者取消し、入札参加制限

*H31 は適用しない

注 1：他の委託業務において、いかなる技術者としても従事しないこと。

注 2：受注者が自ら実施する照査とは別の、第三者による照査を受注者の負担により実施する。

第三者は、県の入札参加資格を有し、落札候補者と資本関係や人的な関係がないこと。過去に落札候補者との間で第三者照査の実施がないこと等。

3 実施時期

平成 31 年 4 月の公告案件から適用